

平成 22 年 9 月 28 日

単体財務諸表に関する検討会議の設置について

公益財団法人 財務会計基準機構

この度、関係者のご協力により、「単体財務諸表に関する検討会議(以下「本検討会議」)」を設置することとなりましたので、委員及びオブザーバーの名簿とともに公表いたします。

1. 設置の趣旨

現在、我が国では、会計基準のコンバージェンスを進めていますが、単体財務諸表については、連結先行のアプローチを採用することが企業会計審議会の意見書に記載されているものの、具体的にどのように進めていくかが議論となっています。

このような状況の中、本年 8 月に開催された企業会計審議会において、その取扱いに関して、当財団が、企業会計基準委員会 (ASBJ) の独立性を確保しつつ、基準設定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化の方策を検討することとなりました。

これらの状況を踏まえ、単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、ハイレベルな意見を聴取するために、本検討会議を公益財団法人財務会計基準機構内に設置することと致しました。

本検討会議では、個々の会計基準毎に、関係者の意見を聴取検討の上、対応の方向性についての考え方を集約致します。企業会計基準委員会は、本検討会議の意見を十分斟酌し最終判断を行うこととなります。

2. 検討会議の構成

次頁をご参照ください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 財務会計基準機構

電話番号: 03-5510-2760

「単体財務諸表に関する検討会議」名簿

(順不同)

議長 (予定)	萩原 敏孝	公益財団法人財務会計基準機構 理事長
副議長 (予定)	増田 宏一	日本公認会計士協会 相談役
委員	武井 優	東京電力株式会社 取締役副社長
	村岡富美雄	株式会社東芝 取締役代表執行役副社長
	谷口 進一	新日本製鐵株式会社 代表取締役副社長
	中村 豊明	株式会社日立製作所 代表執行役 執行役専務
	野崎 邦夫	住友化学株式会社 常務執行役員
	岡田 譲治	三井物産株式会社 常務執行役員 CFO 補佐兼 経理部長
	國部 毅	株式会社三井住友銀行 取締役専務執行役員
	久保田政一	社団法人日本経済団体連合会 専務理事
	山崎 彰三	日本公認会計士協会 会長
	岩熊 博之	株式会社東京証券取引所グループ 取締役兼 代表執行役専務
	萩原 清人	社団法人日本証券アナリスト協会 専務理事

(オブザーバー)

金融庁

法務省

経済産業省

西川 郁生 企業会計基準委員会委員長

以上

会長発言(骨子)

平成22年8月3日(火)企業会計審議会総会

- 連結の会計基準は、EUの同等性評価を踏まえ、東京合意に沿い、コンバージェンスを着実に実施。
- 連結と単体の関係については、中間報告のとおり、連結先行のアプローチ(ダイナミック・アプローチ)。
 - 具体的には、単体の会計基準は、個々の基準毎に、連と単を一致することに伴う諸々のコスト・ベネフィット、連と単を分離することに伴う諸々のコスト・ベネフィットを考慮した上で、最終的にASBJが判断(個々の基準で、会計処理の選択適用を許容することもあり得る)。連結と単体のズレの期間、幅は、経営や内外の会計を巡る諸状況(税、会社法を含む)により大きく異なる。
 - この連と単の関係についてのアプローチは、今後その是非を判断予定であるIFRSの強制適用が仮に行われた場合についても、基本的にあてはまるもの。
 - 今後も引き続き、IASBの国際会計基準の設定に対し、我が国としての経営実務や慣行・それを踏まえた会計の考え方等の意見発信が重要である。
- ASBJの基準策定プロセスについて、単体のコンバージェンスの程度をより広い見地から判断するため、より幅広く、産業界等のステークホルダーの声を反映すべき、との意見が聞かれた。
 - これに対し、ASBJからは、基準開発を行う上で、作成者・利用者・監査人等の関係者の意見を、十分お聞きすることが最も重要であり、参考となる意見を積極的に伺っていきたい。同時に、ASBJは基準設定主体として厳格な独立性が求められており、最終的な判断は委員会での確に行っていくたい、との発言。
 - 公益財団法人財務会計基準機構(FASF)理事長より、「ASBJが、引き続き、連と単双方の日本の会計基準(J-GAAP)の策定主体であるべき。今後、会計基準設定主体の独立性を確保しつつ、基準策定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化のための方策を検討し、審議会にご報告したい」旨の申し出。
- 金商法及び会社法上、単体へのIFRS適用については、経済界からの要望があり、今後、特に会社法における制度整備等の検討が必要。企業会計審議会としても今後、IFRSの連結への強制適用の是非を判断する際に、次のステップの選択肢として単体への任意適用を認める、という方向性を示すことができれば、と考えている。
- 金商法における単体情報については、その投資情報としての有用性の観点に加え、会社法で単体の計算書類が作成され株主に届けられ、その情報は、投資家にも開示すべき、との観点から、引き続き開示すべき。単体の見直し(簡素化等)は行う。
- 連と単の関係は非常に難しい問題であり、関係者一丸となった対応が必要。